

局 施 策 評 価 票

平成 **21** 年度実施施策

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
		○

局名	保健福祉局
-----------	--------------

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり
	取組みの方針	医療・衛生管理体制の充実

担当局／総務担当課名	保健福祉局	総務課
連絡先	582-2497	

■21年度計画

Ⅱ-1-(2)-③

施策名	食の安全・安心の確保
------------	-------------------

施策の概要	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	医療・衛生管理体制を充実させるため、食の安全・安心に関する市民への情報提供に努めるとともに、食品による健康被害が発生した場合、迅速かつ的確な原因究明を行うことで食品による健康被害を防止し、食の安全・安心を確保します。
	その結果、実現を目指す取組みの方針名	医療・衛生管理体制の充実

施策の成果	成果指標（上段:指標名、下段:指標設定の考え方）	現状値			平成21年度	目標値	
	食品衛生講習等参加者数	年度	平成21年度		計画	6,880 人	年度
	食品衛生講習等を受講する参加者が増えると、食の安全・安心に関する知識の習得や意識の向上を広範に図ることができるため、当講習の参加者数を当施策の指標としました。現状値の1割増を目標値としました。	現状値	6,882人	実績	6,882 人	目標値	7,500人
				達成度	100.0 %		
		年度		計画		年度	
		現状値		実績		目標値	
				達成度	%		
		年度		計画		年度	
		現状値		実績		目標値	
				達成度	%		

コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月【21年度:執行額】	事業費	13,124 千円	構成事業にかかった人件費の目安(21年度)
		うち一般財源	11,869 千円	42,825 千円

■局施策に対する担当局の評価

局施策の評価	21年度評価	A	<p>主な分析理由</p> <p>食品衛生監視指導計画のもと、市民・事業者への食品衛生講習等の実施により食の安全・安心に関する情報提供及び意見交換を行い、講習参加者数については当初計画を達成しており、最終年度の目標達成に向け、順調な推移といえます。</p> <p>また、日ごろより事業者への監視指導を徹底していますが、市内で食中毒の疑いがある事件が発生した場合等は、速やかに危害の発生状況等の調査を行い、必要に応じて営業停止等の行政処分、施設の清掃・消毒指示、従業員に対する衛生教育等を行ったほか、市民からの食品関係営業施設に対する苦情や異物混入、変質等不良食品に関する苦情があった場合等は、速やかに調査を行い、必要な措置を講じるなど、迅速かつ的確な原因究明を行い、食の安全・安心を確保しました。</p>
	今後の局施策の方向性	<p>食品衛生講習の参加者については、着実に増加しており、今後も引き続き事業を推進します。</p> <p>また、当施策においては、食品衛生法に基づき食品衛生監視指導計画を毎年度策定・実施することが重要であり、計画案及び結果公表時に募集する市民意見を踏まえ、より多くの市民・事業者への情報提供に努めます。</p>	

【局施策評価】 A:大変良い状況にある B:概ね良い状況にある C:概ね良い状況とまでは言えない D:不十分な状況にある

■ 評価担当部署の意見

<input checked="" type="checkbox"/> 適切な評価	<input type="checkbox"/> 下記のとおり
---	---------------------------------

施策名 食の安全・安心の確保

構成事業名	事業費			事業にかかった 人件費の目安 (21年度)	経費分類 裁量的経費 義務的経費 特別経費(重点) 特別経費(臨時)	今後の方向性		
	C時点【21年度:執行額】					—	—	21年度
	—	—	21年度					
食中毒予防総合対策事業			2,652 千円	7,800 千円	裁量的経費	—	—	ア
① 事業費のうち一般財源			1,397 千円					
食の安全安心確保推進事業			1,324 千円	6,900 千円	裁量的経費	—	—	ア
② 事業費のうち一般財源			1,324 千円					
動物愛護強化事業			5,298 千円	14,625 千円	裁量的経費	—	—	ウ
③ 事業費のうち一般財源			5,298 千円					
犬ねこ譲渡の促進及び動物愛護適正飼育推進事業			3,850 千円	13,500 千円	特別経費(重点)	—	—	エ
④ 事業費のうち一般財源			3,850 千円					
⑤ 事業費のうち一般財源								
⑥ 事業費のうち一般財源								
⑦ 事業費のうち一般財源								
⑧ 事業費のうち一般財源								
⑨ 事業費のうち一般財源								
⑩ 事業費のうち一般財源								

局施策全体のコスト	—	—	21年度	
			事業費	人件費(目安)
			13,124 千円	42,825 千円
施策全体の事業費のうち一般財源			11,869 千円	

局施策の
21年度評価

A

【局施策評価】
A: 大変良い状況にある
B: 概ね良い状況にある
C: 概ね良い状況とまでは言えない
D: 不十分な状況にある

【事業の今後の方向性】 ア: 事業の見直しを図ることが可能 イ: 休止・廃止を検討 ウ: 現状のまま進めることが適当 エ: 終了

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続
	○	○

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
○	○	○

担当局/課	保健福祉局	保健衛生課
連絡先	582-2435	

基本計画	柱	きずなを結ぶ	
	大項目	信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり	
	取組みの方針	医療・衛生管理体制の充実	
	主要施策	食の安全・安心の確保	

関連計画	
事業期間	平成12年度～
経費区分	裁量の経費

II-1-(2)-③

事業名	食中毒予防総合対策事業
------------	--------------------

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	食中毒発生時の迅速な原因究明による健康被害の拡大防止や流通食品の汚染実態調査等により、食中毒の総合的な予防対策を実施します。			
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	食の安全・安心の確保		成果
			①	食品衛生講習等参加者数	
		②			
		③			

目的実現の【手段】	実施工程	平成21年度					平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度					計画変更理由											
		当初計画					現状					当初計画					現状					当初計画						現状										
【実施状況】	成果・活動指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)	食品等事業者対象講習会参加者数																																				
		計画	5,570 人					5,700 人					5,830 人					5,970 人					6,100 人					年度	平成25年度									
	食中毒の発生を防ぐため、食品等事業者における自主的な衛生管理向上を図る講習会を行います。この参加者を増加させることで施策の実現につなげます。	実績	5,572 人					5,572 人					5,572 人					5,572 人					5,572 人					内容	6,100 人									
		達成度	100.0 %					100.0 %					100.0 %					100.0 %					100.0 %					年度	平成25年度									
	コスト	事業費	2,652 千円					2,652 千円					2,652 千円					2,652 千円					2,652 千円					2,652 千円					事業にかかった 人件費の目安(21年度)	7,800 千円				
		うち一般財源	1,397 千円					1,397 千円					1,397 千円					1,397 千円					1,397 千円					1,397 千円					1,397 千円					
単年度計画	A時点 - B時点 - C時点 22.7月【21年度:執行額】																																					

【事業の実施結果・進捗状況の確認】	
実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。 当初計画通りに食品等事業者向けの衛生講習会の開催を行い、食中毒の発生の防止に努めました。

【事業の再検証】			
評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	食品等事業者において関心の高い内容について、衛生講習会を行うことで食中毒の発生の防止及び施策の実現に有効であったと考えます。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。	3	講習会の開催について周知を徹底することで参加者の増加を図るため、今後より効果的な広報について検討をします。
	適時性 今実施しなかった場合、施策の実現に対する影響はどうか。	3	食品衛生法においても正しい知識の普及は自治体の義務であるとの規定もあり、また、食品等事業者の要望もあるため、施策の実現に向けても必要であると考えます。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なのか。市の関与をなくすことはできないのか。	3	食品等事業者への営業許可発行は市が行っており、その衛生監視指導は保健所職員が行っています。監視指導結果と絡めた衛生講習会を行うので、市が開催するほうが効果的であると考えます。一般的な食品の衛生管理または食中毒の情報等であれば外部開催でも可能です。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。 ア:事業の見直しを図ることが可能 イ:休止・廃止を検討 ウ:現状のまま進めることが適当 エ:終了	ア	今後は、講習会後にアンケート等をとるなどし、食品等事業者が何に関心があり、どのような知識を得たいのかを考慮してH22年度より講習会の内容をより改良していきたいと考えています。

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続
		○

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
		○

担当局/課	保健福祉局	保健衛生課
連絡先	582-2435	

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり
	取組みの方針	医療・衛生管理体制の充実
	主要施策	食の安全・安心の確保

関連計画	
事業期間	平成16年度～
経費区分	裁量的経費

II-1-(2)-③

事業名	食の安全安心確保推進事業
-----	--------------

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	市民の意見を踏まえた食品安全確保の施策を展開するため、食品の安全に関するリスクコミュニケーション(関係者相互の情報、意見の交換)等を実施します。			
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	食の安全・安心の確保	成果	① 食品衛生講習等参加者数
					②

【目的実現の為に実施する内容】	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
			消費者対象講習等参加者数 1,300人	消費者対象講習等参加者数 1,325人	消費者対象講習等参加者数 1,350人	消費者対象講習等参加者数 1,375人	消費者対象講習等参加者数 1,400人			
			監視指導計画の策定実施	監視指導計画の策定実施	監視指導計画の策定実施	監視指導計画の策定実施	監視指導計画の策定実施			
		現状	消費者対象講習等参加者数 1,310人							
	実施状況	成果・活動指標 (上段:指標名、下段:指標設定の考え方)						平成21年度	目標	
		消費者対象講習会等参加者数						計画	1,300 人	年度
		食中毒予防や残留農薬等食品の安全性についての講習や意見交換を目的として消費者を対象とした衛生講習会等を開催し、その参加者を増やすことで施策の実現につなげます。						実績	1,310 人	内容
		北九州市食品衛生監視指導計画の策定及び実施						達成度	100.8 %	1,400 人
	コスト	北九州市食品衛生監視指導計画を市民意見を取り入れ毎年度策定し、実施結果を公表して、市の食品の安全安心に関する取組み(監視指導、検査及びリスクコミュニケーション等)を周知することで食品の衛生の関心を高め、施策実現へつなげます。						計画	毎年度策定実施	年度
		北九州市食品衛生監視指導計画を市市民意見を取り入れ毎年度策定し、実施結果を公表して、市の食品の安全安心に関する取組み(監視指導、検査及びリスクコミュニケーション等)を周知することで食品の衛生の関心を高め、施策実現へつなげます。						実績	策定実施	内容
A時点 - B時点 - C時点 22.7月【21年度:執行額】						事業費	1,324 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)		
						うち一般財源	1,324 千円	6,900 千円		
単年度計画	A:事業の見直しを図ることが可能 I:休止・廃止を検討 U:現状のまま進めることが適当 E:終了									

【事業の実施結果・進捗状況の確認】		
実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	当初計画通り衛生啓発及び食品監視指導計画を策定・実施しました。食の安全・安心に関する様々な疑問に応え、市の取組みを紹介する「食の安全・安心ハンドブック」をはじめとする衛生啓発のための配布物の作製及び配布を行い、また、消費者を対象とした食品衛生講習会及びリスクコミュニケーション事業を実施して、広く市の食品の衛生に関する取組みの広報に努めました。その結果、多くの市民に食の安全安心について周知を図ることができました。

【事業の再検証】				
評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	消費者の食品の衛生への関心は高く、最新の知見や市の取組みを知る機会について求めています。そのため、食中毒に関する注意喚起のチラシ等の配布物を作製・配布することは市民への啓発と市の取組みの周知になります。その結果、食品衛生講習会等への参加者の増加につながりました。	
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。	4: 高い 3: やや高い	3	効果的な啓発を狙って配布物を配布してはいますが、H22年度はもっと対象者を絞った内容のものを作成し配布することで、より高い効果を得るよう努めたいと考えています。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。	2: やや低い 1: 低い	4	食品衛生法において、「正しい知識の普及」「情報の収集・提供」「施策の策定にあたって住民の意見を反映させる」「施策の実施状況及び意見の聴取」等の自治体を実施すべきリスクコミュニケーションに関する事項を規定しています。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なのか。市の関与をなくすことはできないのか。		3	食品衛生監視指導計画は自治体が制定するものであり、代行不可能です。衛生啓発については、食品に関する業者が自主衛生管理を実施することを目的に設立した(社)北九州市食品衛生協会との効率的な共働について努めたいと考えています。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	A	本事業は施策に対し有効性が高いと同時に必要不可欠であり、市民の食の安全と安心の確保及び知識の普及に重要な事業であると考えます。今後も目標の達成に向け、着実な取組みが必要であると考えます。まずは今年度実施した内容について食品監視指導計画の公表を行い意見の募集をし、H22年度の食品衛生監視指導計画の策定に際し、市民意見を取り入れ、より一層市民の求めるリスクコミュニケーションを行っていくことで、施策の実現に努めたいと考えています。	

事業評価票

平成21年度実施事業	新規	継続
	○	○

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
○	○	○

担当局/課	保健福祉局	動物愛護センター
連絡先	581-1800	

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり
	取組みの方針	医療・衛生管理体制の充実
	主要施策	食の安全・安心の確保

関連計画	
事業期間	
経費区分	裁量的経費

II-1-(2)-③

事業名	動物愛護強化事業
------------	-----------------

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	講習会の実施や避妊手術助成への補助等を行い、動物の適正飼育の普及啓発や動物を愛護する意識の高揚を図り、人と動物の共生社会の実現を目指します。			
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	食の安全・安心の確保	成果	①
					②
					③

【目的実現の為に実施する内容】	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
			講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回			
		避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭				
		講習会実施 実施回数 33回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回				
	現状	講習会実施 実施回数 33回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回	講習会実施 実施回数 25回				
		避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭	避妊手術助成補助 補助頭数 120頭				
	実施状況	成果・活動指標 (上段: 指標名、下段: 指標設定の考え方)						平成21年度	目標	
		講習会実施回数						計画	25 回	年度
		年6回開催する犬のしつけ方教室や年12回開催するワンニャン譲渡会、地域や幼稚園等からの依頼に基づきふれあい教室、適正飼育講習会、動物取扱責任者研修会を開催することを通じて適正飼育の普及啓発、動物を愛護する意識の高揚を図ります。						実績	33 回	内容
		避妊手術助成補助						達成度	132.0 %	25回
コスト	社団法人北九州市獣医師会が実施しているめす犬めすねこ避妊手術助成事業に対し、補助金を交付することにより、飼い主の責務のひとつであるみだりな繁殖を防止するための不妊措置の促進を図ります。						計画	120 頭	年度	
							実績	120 頭	内容	
							達成度	100.0 %	120頭	
							事業費	5,298 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)	
						うち一般財源	5,298 千円	14,625 千円		
単年度計画	(この欄は空欄で構いません)									

【事業の実施結果・進捗状況の確認】

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	当初予定通り年6回の犬のしつけ方教室及び年12回のワンニャン譲渡会を開催するとともに地域や幼稚園等からの依頼を受けて13回のふれあい教室や適正飼育講習会、あるいは2回の動物取扱責任者研修会を実施し、適正飼育の普及啓発及び動物を愛護する意識の高揚を図りました。また、社団法人北九州市獣医師会に補助金を交付し、120頭のめす犬めすねこに対して避妊手術を実施し、繁殖制限措置の普及に努めました。さらに、動物愛護週間に北九州市動物愛護デーを開催しました。
------	-------------------------------------	---

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	犬又はねこの飼い主やこれから飼い主になろうとする方、地域住民、動物取扱責任者などに対してリーフレットやチラシを利用して講習会を実施するとともにホームページやマスメディアを積極的に活用することで効果的に実施しました。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。	4	センター職員やしつけ方の専門家、獣医師会などの関係団体が連携し、事業を実施することにより、より効果的効率的に実施できるよう努めています。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。	4	犬ねこの適正な飼育の推進や市民の動物を愛護する意識を醸成するためには、絶えることなく継続して地道に普及啓発を続けることが重要です。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なのか、市の関与をなくすることはできないのか。	4	動物の愛護及び管理に関する法律において地方公共団体に対して動物の愛護と適正な飼育に関して普及啓発を図るよう、また、同法に規定されている動物愛護週間においてその趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるように規定されており、市が積極的に行う必要があります。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	ウ	動物の愛護及び管理に関する法律や環境省の示している指針、平成21年3月に制定した北九州市動物の愛護及び管理に関する条例において適正飼育の普及啓発及び動物を愛護する意識の高揚に努めることが規定されており、今後とも市が積極的に行うとともに関係団体やボランティアなどと連携を促進し、より一層充実する必要があります。

事業評価票

平成 21 年度実施事業	新規	継続
	○	

A時点: -	B時点: -	C時点: 22.7月
/	/	○

担当局/課	保健福祉局	動物愛護センター
連絡先	581-1800	

基本計画	柱	きずなを結ぶ
	大項目	信頼のきずなによる安全で安心できるまちづくり
	取組みの方針	医療・衛生管理体制の充実
	主要施策	食の安全・安心の確保

関連計画	
事業期間	
経費区分	特別経費(重点)

II-1-(2)-③

事業名	犬ねこ譲渡の促進及び動物愛護適正飼育推進事業
------------	-------------------------------

【事業の概要】	何(誰)をどのような状態にしたいのか。	動物の適正飼養や学校教育をとした動物愛護思想の普及啓発等限りある動物の命を大切に動物愛護行政を推進していくことで動物と動物を飼う人飼わない人がともに心地よく暮らせるまちづくりを目指します。				
	その結果、実現を目指す施策名と成果	施策名	食の安全・安心の確保		成果	①
						②
						③

【目的実現の為に実施する内容】	実施工程	当初計画	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	計画変更理由		
		現状	犬ねこの一時収容施設の改修	事業終了						
	実施状況	成果・活動指標 (上段: 指標名、下段: 指標設定の考え方)						平成21年度	目標	
		譲渡された犬ねこの頭数						計画	30 %	年度
		動物愛護センターに収容保護された犬ねこのうち飼い主に返還されたものを除き、特に犬について新たな飼い主への譲渡適正を判断したうえで譲渡を推進し、譲渡される犬の割合を高めます。						実績	32 %	内容
		致死処分される犬ねこの頭数の削減						達成度	106.7 %	年度
	コスト	A時点 - B時点 - C時点 22.7月【21年度: 執行額】						事業費	3,850 千円	事業にかかった人件費の目安(21年度)
								うち一般財源	3,850 千円	
	単年度計画	/								

【事業の実施結果・進捗状況の確認】

実施結果	21年度に実施した結果、当初計画(実施工程)に対する進捗状況はどうか。	当初予定通り、犬ねこの一時収容施設を改修し、適正な譲渡の推進を図ったことで特に犬については譲渡される犬の割合が上昇しました。あわせて致死処分される犬ねこの頭数が削減されました。
------	-------------------------------------	--

【事業の再検証】

評価	有効性 この事業は施策の実現に対し、効果があったのか。	4	一時収容施設を改修したことにより、譲渡される犬の割合が上昇するなど効果は高かったです。
	経済性・効率性 同じ効果をより低いコストで得られないか。または、同じコストでより高い効果を得られないか。	4	新たな施設を作るのではなく、既存施設を改修することでコストを抑えることができました。
	適時性 今実施しなかった場合、施策実現に対する影響はどうか。	4	平成21年3月に制定した「北九州市動物の愛護及び管理に関する条例」を7月に施行するという機会にあわせて実施することで条例の周知とともに効果的に譲渡が推進されました。
	市の関与の必要性 実施主体として市が適切なのか、市の関与をなくすることはできないのか。	4	環境省が示した指針においても飼養を希望する者への譲渡等を進めることにより、殺処分率の減少を図ることとされており、市が動物愛護管理の拠点施設としてのセンターを整備することにより、民間のボランティア団体などの活動をより促進することができます。
今後の方向性	評価結果を検証した上で、今後の事業の方向性(いつから何をどうするのか)を決定する。	I	当初予定した施設整備は終了しました。